

狛江市福祉バス庁内検討委員会

報 告 書

平成 15 年 9 月

目次

設 置 目 的	_____	1
検 討 結 果	_____	2
今後の課題	_____	7

資 料

- 資料 1 狛江市福祉バス庁内検討委員会設置要綱
- 資料 2 福祉バスコース図
- 資料 3 福祉バス路線図
- 資料 4 狛江市福祉バス庁内検討委員会開催状況
- 資料 5 狛江市福祉バス庁内検討委員会名簿

設置目的

平成14年11月に「狛江市コミュニティバス導入検討委員会」の報告書が出されました。その中で新たなバス路線計画の具体化により、交通不便地域の大半が解消されることから、当面、コミュニティバス導入を見合わせ、「あいとぴあセンター」及び「こまえ苑」の施設利用者送迎を目的とした福祉バスの活用により、福祉の観点から交通弱者への配慮を図るよう提言がされました。

この答申を受け、平成15年1月に狛江市福祉バス庁内検討委員会を設置し、従前から「老人福祉センター利用者」の送迎を行っている「みどり号」を含め、「あいとぴあ号」「こまえ苑号」と合わせて3台のバスの効率的な運行により、福祉の観点から高齢者や障害者等の交通弱者に配慮した「福祉バスのあり方」などについて、検討を進めることとしました。

検討結果

(1) 福祉バスの定義

- あいとぴあセンター施設の利用者を中心として、市内の福祉関係施設利用者の送迎を市の管理の下に行うバスを総称して「福祉バス」という。

(2) 福祉バスの考え方

起点及び終点は、あいとぴあセンターとする。

市内の福祉関係施設の送迎を中心とする。

当該施設に行く目的があれば誰でも乗れるようにする。

バスの停止場所は、施設周辺に設置する。

停止場所間の距離は、概ね300メートル以内とする。

(3) 主な福祉施設と送迎対象者

施 設 名	施設機能・事業等	送迎対象者
あいとぴあセンター	保健センター 乳幼児健診・健康相談 訪問看護事業等 障害者福祉センター 障害者地域自立生活支援センター事業 児童デイサービス事業等 高齢者在宅サービスセンター 在宅介護支援センター事業 高齢者デイサービス事業 訪問介護事業等 老人福祉センター	親子・家族 障害者 高齢者 介護者 相談者 ボランティア
こまえ苑 こまえ正吉苑	特別養護老人ホーム 在宅介護支援センター事業 高齢者デイサービス事業 訪問看護事業 訪問介護事業等	高齢者 介護者 相談者 ボランティア
岩戸児童センター 和泉児童館	児童センター・児童館 子ども家庭支援センター事業 ファミリーサポートセンター事業 児童館事業等	親子・家族 相談者 ボランティア

(4) 運行経路

小型バス 2 台による市内循環コースを 1 系統配置する。あいとぴあセンターには、出発時と北コースから南コースに移る際及び南コースから北コースに移る際、それぞれ立寄る。

小型バス 1 台により、朝の障害者施設利用者の送迎時間帯を除く時間帯に、市内北回りコース及び市内南回りコースを各 1 系統配置する。

- 経路は、市内循環、市内北回り、市内南回りの 3 コースとし、道路幅員 5 メートル以上を基本とする。
- ・ 市内循環コース（所要時間 約 6 0 分）
- ・ 市内北回りコース（所要時間 約 3 5 分）
- ・ 市内南回りコース（所要時間 約 2 0 分）

(5) 便数

- ・ 市内循環コース 1 2 便（午前 6 便・午後 6 便）
- ・ 市内北回りコース 4 便（午前 2 便・午後 2 便）
- ・ 市内南回りコース 4 便（午前 2 便・午後 2 便）

(6) 運行日

- 年末年始及び祝日を除く毎日運行する。ただし、土・日については市内循環コースのみ1台とする。

(7) バス停止場所

- バス停止場所については、福祉バス利用の対象施設を中心に設置するが、施設のないところであってもバス停止場所の間隔があいている場合は、最も必要と思われるところに安全性を考慮して設置する。

・ 現行 23箇所

市内循環コース	18箇所
北回りコース	6箇所
南回りコース	5箇所

・ 新設 21箇所

市内循環コース	7箇所
北回りコース	11箇所
南回りコース	6箇所

(8) バスの小型化

- 3台とも定員については、20人～23人（車いす2台付き）程度の小型バスとする。
- 現行の「みどり号」については、現行車両を使用（20人，車いす2台）
- 現行の「あいとぴあ号」についても、現行車両を使用（23人，車いす2台）
- 現行のこまえ苑の中型バス（38人，車いす2台）については、小型バス（20人，車いす2台程度）に切り替える。

(9) バスの名称及び案内表示等

- バスの名称については、狛江市地域福祉計画（あいとぴあレインボープラン）を象徴する「あいとぴあ号」という意見もあったが、「あいとぴあセンター」という施設に限定されない広い意味での福祉バスを象徴する名称としては、基本構想の「水と緑の住宅都市」の緑を象徴し、かつ、すでに市民にも定着している「みどり号」に統一することが望ましい。
- また、車体及びバス停止場所の案内表示についても統一した色とデザインにすることが望ましい。

今後の課題

(1) 利用料金問題について

- 福祉バス利用者から、乗車時に利用料金を徴収することは、一般乗合旅客乗用車（注１）としての認可を受けなければ運行できない。特定旅客乗用車（注２）としての認可を予定している現状では、有料化できないとの結論になった。（市が運行事業者に支払う委託料が、特定旅客乗用車を運行する事業者にとっての利用料金に相当する。）
- このことから有料化については、不特定多数の市民の交通便利に供する一般乗合旅客乗用車の運行を必要とする事態が生じた際に検討すべき事項と位置付けておく。
- その際は、今回、特定施設と位置付けた福祉関係施設の利用者とともに、買い物客等の一般市民を含めた利用が可能なコース・対象者の拡大を図り、福祉的配慮をした形での有料化を検討すべきである。

注１：一般乗合旅客乗用車...認可申請から許可を得るまで通常１年ないし１年半程度の期間を要し、市が運行する場合は、コミュニティバスの位置付けとなり、料金徴収ができる。

注２：特定旅客乗用車...申請から通常２か月ないし３か月程度の期間で認可が受けられ、福祉関係施設の送迎を行うバスがこの許可を受けて運行している。利用者から個別に料金徴収することは想定しておらず、業務

委託料等が料金に相当する。

(2) 添乗員の配置について

- 当面、福祉バスの観点から添乗員を配置することを適当とするが、利用状況によっては、今後ワンマン化を検討すべきと考える。

資料4 狛江市福祉バス庁内検討委員会開催状況

第1回	平成15年1月30日	特別会議室	副委員長の選出 狛江市コミュニティバス導入検討委員会 報告書の概要について
第2回	平成15年2月25日	503会議室	現状分析と検討項目の調整について
第3回	平成15年3月19日	501会議室	現状分析と検討項目の調整について 停留所の設置について
第4回	平成15年4月23日	504会議室	コースの選定・運行時刻について
第5回	平成15年5月14日	304会議室	コースの選定・運行時刻について 中間答申（案）について
第6回	平成15年6月11日	304会議室	中間答申（案）について バス路線の確認
第7回	平成15年7月16日	304会議室	最終答申（案）について
第8回	平成15年8月5日	市内	コース下見
第9回	平成15年8月6日	501会議室	最終答申（案）について
第10回	平成15年9月3日	501会議室	最終答申（案）について
市長報告	平成15年9月25日	市長公室	報告書により答申内容報告

資料5 狛江市福祉バス庁内検討委員会名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
委員長	貝瀬 昭夫	社会福祉課長	
副委員長	下野戸 英和	管理課課長補佐（兼）交通安全対策係長	
委 員	吉田 芳彦	社会福祉課生活福祉係主査	
委 員	松岡 眞一	在宅福祉課高齢福祉係長	
委 員	小林 万佐也	在宅福祉課障害福祉係長	
委 員	富川 美紀	介護福祉課介護福祉係主事	平成15年3月まで
委 員	浅見 文恵	介護福祉課介護福祉係主査	平成15年4月から
委 員	西田 久美子	健康課健康推進係主事	
委 員	石森 準一	児童福祉課子育て支援係主査	
委 員	秋元 武	企画調整課企画調整担当主査	

狛江市福祉バス庁内検討委員会報告書
登録番号（刊行物番号）H15 - 17

平成 15 年 9 月発行
発行 狛江市福祉バス庁内検討委員会